

○山梨県警察の表彰取扱いに関する訓令

〔平成16年3月1日〕
〔本部訓令第4号〕

〔沿革〕 平成16年3月本部訓令第8号

山梨県警察の表彰取扱いに関する訓令（平成5年山梨県警察本部訓令第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）に定めるもののほか、山梨県警察の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（本部長表彰の種類）

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）の行う表彰（以下「本部長表彰」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞詞
- (3) 賞状
- (4) 賞誉
- (5) 感謝状

2 警察功績章は、別に定める年数を勤務し、かつ、特に顕著な功労があったと認められる山梨県警察職員（以下「職員」という。）が退職するときに授与する。

3 賞詞は、別に定める特に多大な功労があったと認められる職員に対して授与する。

4 賞状は、特に顕著な業績があったと認められる次に掲げる部署等に対して授与する。

- (1) 警察本部の所属及び警察学校
- (2) 警察署
- (3) 捜査本部、警備本部その他警察運営上の必要により設置した組織

5 賞誉は、別に定める多大な功労があったと認められる職員又は顕著な業績があったと認められる部署等に対して授与する。

6 感謝状は、警察活動を支え、若しくは献身的な協力を行ったと認められる職員以外の者又は団体（以下「部外者」という。）に対して贈呈する。

（部長等表彰の種類）

第3条 部長及び総務室長（以下「部長等」という。）の行う表彰（以下「部長等表彰」という。）は、次のとおりとする。

(1) 賞

(2) 感謝状

2 賞は、賞誉に次ぐ功労若しくは業績があったと認められる職員又は部署等に対して授与する。

3 感謝状は、本部長の感謝状に次ぐ協力があったと認められる部外者に対して贈呈する。

（所属長表彰の種類）

第4条 警察本部の所属の長、警察学校長及び警察署長（以下「所属長」という。）の行う表彰は、次のとおりとする。

(1) 賞

(2) 感謝状

2 賞は、部長等表彰に次ぐ功労があったと認められる職員に対して授与する。

3 感謝状は、部長等の感謝状に次ぐ協力があったと認められる部外者に対して贈呈する。

（競技会等における表彰）

第5条 本部長、部長等及び所属長（以下「本部長等」という。）は、主催する各種の競技会等において、その成績優秀者、部署等又は部外者に対して会長等の名をもって表彰を行うことができる。

（連名表彰）

第6条 本部長等は、関係団体の長との連名で表彰を行うことができる。

（副賞）

第7条 表彰には、賞金その他の副賞を付与することができる。

（定例表彰）

第8条 本部長表彰及び部長等表彰のうち別に定める定例的な表彰は、あらかじめ期日を定めて表彰を行うものとする。

（即時表彰）

第9条 本部長等は、士気の高揚上速やかに賞揚する必要があると認められるものについては、即時に表彰するものとする。

（死亡又は退職時における表彰）

第10条 表彰を受けるべき職員が死亡又は退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼって表彰することができる。

（本部長表彰の上申）

第11条 所属長及び警察本部の当該業務を主管する所属の長（以下「主管所属長」という。）は、本部長表彰に値する功労、業績及び協力（以下「功労等」という。）があると認めるときは、協議の上、次に掲げる区分により、警務部監察課（以下「監察課」という。）を経由して書面により本部長に上申しなければならない。

(1) 職員に対する表彰は、当該職員の所属する所属長。ただし、当該職員が捜査本部、警備本部等に派遣されている場合等は主管所属長、別の所属に派遣されている場合は、当該派遣を受けている所属長

(2) 部署等に対する表彰は、主管所属長

(3) 部外者に対する表彰は、その協力活動が主として行われた地域を管轄する警察署長又は主管所属長

（部長等表彰の上申）

第12条 部長等表彰の上申は、前条に準じて行うものとする。

（上申上の留意事項）

第13条 表彰の上申に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 功労等の内容を審査し、真に表彰に値するものについてのみ上申すること。

(2) 表彰の上申は、速やかに行うものとする。

(3) 功労等の内容は、具体的かつ簡潔に取りまとめること。

(4) 複数の者及び部署等の上申に当たっては、功労等について個別に記載すること。

(5) 関係団体と本部長の連名の感謝状の上申に当たっては、あらかじめ警務部監察課長（以下「監察課長」という。）に合議するものとする。

（警察庁等表彰の上申）

第14条 警察庁、関東管区警察局その他の部外の表彰の上申事務は、監察課及び功労等に係る業務を主管する所属において行うものとする。

（表彰の審査）

第15条 本部長表彰（優良及び優秀警察職員表彰を除く。）及び部長等表彰は、功労等の内容、表彰種別、被表彰者及び部署等を監察課において審査した上、警務部長の審査を経て上申又は決定するものとする。

（審査上の留意事項）

第16条 表彰の審査は、趣旨及び目的を踏まえて公平に行わなければならない。

2 表彰の上申及び事務について責を有する者は、被表彰者及び部署等に非行その他表彰することが

不相当と認められる理由があると認めるときは、却下の決定を行わなければならない。

- 3 表彰の事務を担当する者は、表彰種別、被表彰者又は部署等を変更する必要があると認めるときは、速やかにその旨を上申者に通知しなければならない。

(委員会の設置、構成等)

第17条 警察本部に山梨県警察表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は警務部長とし、委員は総務室長、首席監察官、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、監察課長その他本部長の指名する者をもって充てる。
- 4 委員会は、別に定める表彰について審査し、候補者を上申するものとする。

(上申者等への通知)

第18条 監察課長は、本部長表彰及び部長等表彰が決定されたときは、上申者及び主管所属長に次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 被表彰者及び部署等
- (2) 表彰の種類
- (3) 表彰の年月日

(受賞の報告及び通報)

第19条 所属長は、職員又は部署等が部外から表彰を受けたときは、当該表彰状等の写しを添付して監察課を経由して本部長に報告するものとする。

- 2 監察課長は、別に定める事件等功労賞詞の受賞者については表彰内容を警務部警務課長に通報するものとする。

(事故等の報告)

第20条 所属長は、警察勲功章及び警察功労章又は警察功績章を授与された職員が、禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受けたときは、速やかにその旨を本部長に報告しなければならない。

(表彰の授与及び伝達)

第21条 表彰の授与は、原則として表彰授与者がこれを行うものとする。ただし、表彰授与者があらかじめ指定した場合は、その指定された職にある者がこれを行う。

- 2 警察庁長官又は関東管区警察局長が授与する警察功績章、賞詞及び賞状の伝達は、原則として本部長が行うものとする。

(表彰原簿等への記載等)

第22条 監察課長は表彰原簿を備え付け、本部長表彰以上の表彰について、所要事項を当該表彰原簿に記載するとともに、表彰管理システムに登録を行うものとする。ただし、部長等表彰の登録については 主管所属長が行うものとする。

2 所属長は職員を表彰し、又は職員が表彰を受けた場合においては、当該職員の身上記録カードに所要事項を記載するとともに、前項の表彰を受けた場合を除き、表彰管理システムに登録を行うものとする。

(雑則)

第23条 この訓令に定めるもののほか、職員の表彰の取扱いに関し、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日本部訓令第8号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。